宋名臣言行録余論

二

863 49 197

ガラス使用
請求記号 863-197
国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』

宋名臣言行錄餘論 全

863
197
49

七三
一二

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197

ガラス使用

特別

令和二一九七

比日清濫の若く宋名臣言行録一覧仕候處私儀
大久保加賀守殿出府後も掛れ比春も不寄出勤定吟味役
又 仰付之候迄之御役掛多端之為ニ
出府人共も相揃もまた
出勤故事上之も相営り候ニ付
出後も出座仕候ニ付
仰出之通入御覧申候方一此程採集
仰つけ平戸之老臣之子孫野人の手録野芹
ふくかしも清濁を相識ら愛ニ候ニ付
禁諱を憚候も一ニ
大御代之儀ニ候ニ付
青綺書屋

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197

ガラス使用

公呂蒙正嘗問諸子曰我為相外議如何諸
子曰大人為相四方無虧闕甚善
但人言無能為事權多為同列所牽公曰
我誠無能但有一能善用人耳此誠宰相
之事也公夾袋中有冊子每四方人晉罷
謁見必問其有何人才客去隨即疏之悉
分門類或有一人而數人稱之者必賢也
朝廷求賢取之囊中故公為相文武百官
各稱職者以此
呂蒙正為相喜於推引人物記之冊每用朱筆

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197
ガラス使用

来物之活法也夫為國家之大務
萬石論之所謂不言之教也
行之於一鄉一邑而一邑之人撲化事
出政事之為教也方今天下之人
皆知忠節之不可不行而忠節之
天下之勢之引出之者又在乎用人
是也夫天下之事
業之所繫而能用人誠宰相之事也
雖論之其人之善不善又
真機之所為也

孟子曰左右皆國人皆賢人之
國君進賢人之
成祝之不得已而後
有之教示之
之義不知人之
終不能仕
為也少之
之安之事

真宗初即位李沆為相王旦參政沆日取
四方水旱盜賊奏之且以為細事不足煩

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197
ガラス使用

上聽沆曰人主少年常使知四方艱難不
然血氣方剛不留意聲色犬馬則土木甲
兵禱祠之事作矣吾老不及見此參政他
日之憂也及見親見王欽若丁謂等所為
欲諫則業已同之欲去則上遇之厚不忍
去乃歎曰李文靖真聖人也
凡人ハ少キ時ハ血氣ノ未定ト申ス故同輩ニ於テモ甚氣ノ毒
ナル事ノ有君上ノ諫言ニ於テハ更ニ容易ク出来ル物
ナレハ是ハ天災ニ外ニ気ヲ付テ諫ムト申立ルハ別シ
宜キハ李沆ノ如ク仕ル意味モ有ル哉其上諫諍
ハ甚シ六ケ敷ハ好テ天變地妖抔ヲ見レ
ナホ下ニ申立ルハ不痛立シテ其ノ一ヲ慎ミテモ未成
ハ下ニ申サセテ少シモ面ヲ赤クシテ仕カヲ労シ申
蹟ク君徳ヲ存セ養ハ事ヲ為シ諫ハ君上タル風諫
又一段深シタル事也為ル能ルヲ君上ノ心此ヒヲ得ヘ
甚シク是テ諫ル道ク攻寄ハ是天下ノ務ヲ勤ムル為ニ
ルハ唐土ヲ不宜風俗ノ上ヨリハ吾等ノ丈ハ元ノ日本
ヨリテナキ事モアリツル患ニ外國ヨリ患百姓ノ
務勤或ハ天變地妖ニ世ヲ以テ二ハ事ヲ変シ申ト誠
ハ此等ノ一ヲ据テ粗小ニサスル之ニ於テハ御為リ

李沆在相位嘗言居重位實無補万分唯
中外所陳利害一切報罷之唯此少以報
國耳朝廷防制纖悉備具或狥所陳請施
行一事即所傷多矣陸象先曰庸人擾之
正此謂也儉人苟一時之進豈念民邪
李沆之中外所陳利害一切報罷之唯
少以報國而已之中此等深意味有識之事
乃能如此昇平三百年之遠規模成別白
享保寛政の御善政相成候法意を立居候る其法を守へきなり
然るに近頃追々流弊相改め候事に候
人々お而り此等の深意を不知大法を破り一事の近くの利
御先祖の業を破り候事を好み候為仕業を改
諸家共家格を争ひ候事も有之候間追々事も有之候間
弥変候ても不相済候間右の和
年来の仕業を改ゆるしてあるべからず

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197
ガラス使用

刘佳集を容易に出版する後
仰南窗く 仰窗
栄叔之を蔵せず
公後の
仰窗括る窗海く
れ役人気くまりを動う
ず行ふを以て永く弊害
難きを知る同行て弊事流言なきを別して
書物を渡いものを
免ず一用を仕ふ扱
文を南時を引今
く十ら十石ら石ふ
ら
筋嶮くまれるり上ら後ニ弁不容易訳ら院ら
今ゆるを今服ふ
箱の事を書物ふ
り以の廣史さ人
実物を云扱りふ
ふ心り消りも能
ず多ら扱り後も
経済猶史実を扱
書物の上より九
等人ともそうま

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197

ガラス使用

李沆と真宗より改事不可と先つ争
いつて百事を挙ぐ不用浮薄新
進喜変之人此最為先 言行録 行
宗時経変多矣故所立法度極是穏便
正如老醫看病者病極多故用藥不至孟浪
殺人且其法度不無小害但利多耳後
人不知欲軽改此具害所以紛々也 同書
をや中和其法度不無小害と中ふも

若しの義必百是百善并ニ今し後分明ニ
文をもつてせバ改不可事と中ふ司馬
光ら天子の若ハ使三代之 君常守禹湯
文武之法雖至今存可也武王克商曰
乃反商政政由舊然則雖周ふ用商政
也書曰無作聰明乱舊章治天下譬如
居室弊則修之非大壊不更造也非得
良匠美材不成今二者皆無有臣恐風
雨之不庇也 同圭 と中なるも千載の幸なる
ふ事ふく作聰明と有之ハ上ハ書経

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197
ガラス使用

乱奮章ゆゑのハ今れ世ゝ以利口為
風或ゝ物ゝ之ゝ風ゝ類ゝて真の聡明ゝ
いハゝ空白奮章を乱ゞ俊ハ仕ゞ安ゝ幸ゝ
諫議太夫張師徳謁向文簡曰師徳雨詣
王相公（王旦）門皆不得見恐為人軽毀望公
従容明之一日方議知制誥公曰可惜張
師徳向公曰何謂公曰累於上前説張師
徳名家子有士行不意雨及吾門状元及
第榮進素定但當静以待之耳若復奔競
俠無階而進者當如何也向公方以師徳
之意啓之公曰旦處安得有敢軽毀但師
徳後進待我浅也向公固稱師徳適有闕
望公弗遺公曰第緩之使師徳知聊以戒
貪進激薄俗也

彭のゆき詩を挑人のうた
新進の徒おそらくは義を風俗淳厚ならしむる
中ゝ事ゝ多ゝい

公張詠在銀臺時張永徳為并代師小校犯
法杖之而死有詔按罪公封還詔書曰永
徳方被遣寄若責一小校遂推辱之臣恐

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197
ガラス使用

帥體軽而小人慢上矣不納既而畀有營
卒脅刺其大校者上始竊公言面加慰勞
凡上たる人重々しき氣象無事有しは自ら
政事を行ふ事は強るを第一として上の人を後
若其事を行ふは上たる人始終を考へて氣味
悪誦なる故其ひのみにて人々の氣を重ぬ故政事は
下を行ふは安し是故に帥體軽而小人慢上
矣となり中たるなく下有出所我上たる人は稀
重しとは出来しをたしなむことを知らざるは稀子
深き淵のごとく動きなし華は泰山のごとくふかく

高く仰ぎ深くたのもしくいふ稀く
丁寧なるも下々上を慢るとて殺害するも又出来る事あり
強るを下よりも若上の人は重く退をさしいるひ
上稀れ事有しは上たる人の猶更く蔵
下より何事も重く稀にて出来る事なし

公張詠有清鑑善臧否人物凡所薦辟皆方
廉恬退之士嘗曰彼好奔競者將自得之
何假吾舉
轉運黄虞部好舉時才之士公張詠勸曰大
凡舉人須舉好退者好退則廉謹知耻若舉

之忠節愈堅少有敗事莫擧奔競者奔競
則能曲事諂媚求人知己若擧之必矜才
好利罵及擧官故不少矣其人旣解奔競
又何須擧他

此二ヶ条人物を擇ミ風俗を淳厚ニ化するを以
根元とし一方ならず其上曲事諂媚を専ニし称する
人物ハことこと利欲の為ニ己をよく威光ある
人ニ計取入候而いつ程上なる人より恩を加へ候而も
主人よりも又一段威光ある者の出来候へハ早速
裏切仕候て身かしも沙汰ハ成不申候貞實之者ハ

丈を立更し恩を忘れたる人不首尾出来候ても
親ミ妬ミて救可助なハ仕候ても振倒し丈を切て
下仕ちまて其ハ巧言をもて人を倒し候風を行
ひ候ようなる人ハ親を逆さ云用ひ候計仕あしき人ハ
人を倒すべくそそのかし候而自家の利を思ひ
いたし候而中々ハ甚しき上の戦場同様風俗
以之外之悪成事ニ候

仁宗在東宮魯宗道為諭徳其居有酒肆
在側號仁和酒有名於京師公往々易服
微行飲于其中一日真宗急召公將有所

問使者及門而公不在移時乃自仁和肆
中飲歸中使遽先入白乃與公約曰上若
怪公來遲當託何事以對幸先見教冀不
異同公曰但以實告曰然則當得罪公曰
飲酒人之常情欺君臣子之大罪也中使
嗟歎而去真宗果問使者具如公對真宗
問何故私入酒家公謝曰臣家貧無器皿
酒肆百物具備實至如歸適有鄉里親客
自遠來遂與之飲然臣既易服市人亦無
識臣者真宗笑曰卿為宮臣恐為御史所
彈然自此奇公以為忠實可大用晩年每
為章獻言郡臣可大用者數人公其一也
後章獻皆用之

論語に小過をゆるし一善を挙よとあり
顔回も過を再びせずと称せる過ぶ聖者も
不可事ふく魯宗道の如きも酒肆に入たる
不慎ふかくゆゑなるべし然る處風雪寒氷の
沙汰ならぬ小事の小失をもあげ一或ハ
閨門社席の事いふ細事も難知ことも
突出しいふ如き功を仕作ふ拙き史筆ども

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197
ガラス使用

実事多明小一事失之
為人の行跡を一励〳〵嶮
小事ゟ大事も破壊ニ
上ニて一天下ニ及ぶ
ゆる〳〵賢者をあやまる不少
顔回ゟ外ニもを過をあ事直曾宗道ゟ外さも
酒肆の不検を取捨ハ〳〵一辞人柱ハ出ル所大ニ
人悪ニ物〳〵染ル為ニ果ハ至而の拙ニ
大奸ハ又ハ世〳〵中ハ結構人計ニ実成哉ニ
何事も小ニ〳〵弱くも流ニ
人ハ損ニ有過ハ決ゆる〳〵ハ上を偽或ハ
あらまほしたるおそれ急度ハ
仰付ゟ方ニ而ハ
穏ニ〳〵ゟ方も蘇息ニ仕ル
公韓隠在中書見諸路職司擯拾官吏小過
輒不憚曰天下太平主上之心雖嶮魚草
木皆欲得所況仕者大則望為公卿次亦
望為侍従職司二千石其下亦望京朝幕
官奈何錮之於聖世乎
此箇条〳〵叓意則前〳〵論〳〵ゟ同様ニ意ニ

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197
ガラス使用

仁宗時西戎方熾韓公為経略招討副使欲五路進兵以襲平夏時公記仲淹守延州堅持不可時尹洙為経畧判官一日将命至慶州約公以進兵公曰我師新敗士卒氣沮但當自謹守以觀其變豈可軽兵深入耶以今觀之但見敗形未見勝勢也洙歎曰公於此不及韓公嘗云大凡用兵置勝敗於度外今公乃區區過慎此所以不及也公曰大軍一動萬命所懸而乃置於度外仲淹不見其可洙議不合遂還魏公遂擧兵入界次好水川元昊設伏全師陷没大将任福死之魏公遽還至半途而亡者父兄妻子數千人號於馬首皆持故衣紙銭招魂而哭聲震天地魏公不勝悲憤掩泣駐馬不能前者數刻公聞而歎曰當是時難置勝敗於度外也

此尹洙ヶ韓琦の説を評しかたを称ヶ仲淹ヶ将重の
ヒ好兵退の奴軍北篇ヶ
高論去ヶ以後ヒ中産ヒ何事モいヶ私夏安

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197
ガラス使用

お安心所謂一六勝負を争ひのみの雑出及
用心院小矢部骸河当かしもかよおもそこ傑出
公爭ひそのようくく人れ和をはる格別出国之人へて
海上百里外れ其我心當みくく格外こ出漫紙ゟ
出ー一時の褒言を得り私家事多終ゝ大抵ゝ
玉ふ中心私吟儀後ゝ辛ひ無言ゝ仕り其度ゝ後論
みもおよひ富終ゝ八臆病を名持しまくゝて
数度笑ゝ中心成程強河ゟの論ゝ引競ゟゝ
いつふくも業禁ゝ得共其一ゝを名そ
ゝくお海山其ゝ此韓陽ゝ事ゝ有司馬光の

説を取出ゟるお記中心光論西戎大畧以
和我為便用兵為失時異議甚衆獨文
彦博議與光合衆不能奪言行録ゝ有ゝ
一辨和ゝ戦ゝの論宋朝一代計ゝも数へあも事
か私ゝ有ゝ和の不宜勿論ゝて大ゝくの志
ある士ふ和を宜ゝ中心有ゝ安ゟる文彦博
司馬光なゝ中心大賢ゟ論ゝそも元人ゝ
不義お品ゝゝお見中心成程元人ゝ評一意ゝ
元ゝ労くたる材ゝ人材の有ゝ時ゝ活
酷をもそこゟを不中心為ふ心國家の大謀を私ゟ

後よりて益なハ損を向様ほしして利附の金銭
のまる後不宜ハ雖も急たる事ある利を捨て
些少の損眼前にある兵吏よる事も急有しる時ハ
高利の金をとりても當る身上を存續せしむるの事多
まく病人あるし些に附子大黄を用ひて救ふをも
病人あまり良醫必人參桂枝杏の柔なる
薬を用ひ一旦を先防き追るの全快をまつる事に
宋朝の事是を似寄快哮劉將勇卒ありし
せし司馬光文彦博の類の智恵深き賢人
者も和を宜とハせられまじたるもその道にて座に追く

土岐丹波守浦賀表に渡來の異國船を迅速に
出帆為仕に節帰府の途中にて漁吏農民等
殊の外難有られ御事ある今日よりかくとも
田久しも成やに此方後は日々の吏役なく安
ける庭も森らまひて産業ハまうす飢ともて安き
まにまき居に治めくゑりて末孫に難有をさとて
急殊を出し深くしけるのものあらしにゆきて及第に
左りし只一艘の漁船参り穏りて帰帆に成る戦争
気くりし見合せて冨士山と粟粒ほどの事ホ
にて兵吏さんかくれめくて有第一の事ホれ行り

…ず國の法の…民は…ること何を以て補ふ一予故
可忘事と事故…ものまゝを以思ひをく
ものも宋朝の支司馬光文彦博の論ふ…
れをの共ハ牙上をもちゐて強弱をもちゐ…
利害の全をうることを…
附をる大ふくれをの共う世を…
次く後世の…論を免れ…
きちえ出来ぬ事…
一代の人物と…韓琦も大敗軍…撃
れ人余を多ひ次牙…

…ず論ふハ容易ならず同意難仕候こゝ…
慶暦中刼盗張海横行數路将過高郵知
軍晁仲約度不能禦喰軍中富民出金帛
具牛酒迎労且厚遺之海悦徑去不爲暴
事聞朝廷大怒時公(范仲淹)在政府富公在
樞府富公議欲誅仲約以正法公欲宥之
爭上前仲約由是免死既而富公愠曰方
今患法不擧方欲擧法而多方沮之何以
整衆公密告之曰祖宗以来未嘗輕殺臣
下此盛徳事奈何欲軽壊之旦吾與公在

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197
ガラス使用

此同寮之間同心者有幾雖上意亦未知
所定也而輕導人主以訐戮臣下它日手
滑雖吾輩亦未敢自保也富公終不以為
然及二公迹不安公出按陝西富公出按
河北公因自乞守邊富公自河北還及國
門不得入未測朝廷意比夜傍偟遶床歎
曰范六丈聖人也

此事出仕置節之事之事私促來
評定許之等及差也富近來
追々出仕重々御薬御用仕重

相薬ゆゑの多有之義も出仕重
あるゝ薬後用ひ一旦の効ハ
ゝ用ひはゝまゝ遅ゝ
ゆゑ」を引出ゝ同行ゝ
ゝまゝゝ悪事去止ゝ
ゝ座ゝ辛ゝゝ
ゝの多ゝゝゝ
少ゝゝ免ゝ成ゝ方
公儀を勿論取扱ゝ
別而身ゝゝ

召諸佛寺主首諭之曰飢歲工價至賤可
以大興土木之役於是諸寺工作鼎興又
新厥舍吏舍日役千夫監司奏劾杭州不
恤荒政嬉遊不節及公私興造傷耗民力
公乃自條叙所以宴遊及興造皆欲發有
餘之財以惠貧者貿易飲食工技服力之
人仰食于公私者日無慮數万人荒政之
施莫此為大是歲雨浙惟杭州晏然民不
流徙皆公之意也
主役監司之事實相遠而訳如此今上之

ゝ可寃哉而鐘其たゝめれたゝめ一たゝび君子嚴刑ゝ
倒を出ゝ小人意をほゝ施ゝ先例ゝ按
元豊ゝ仕掊紗ゝ悪ゝ文ゝ爭ゝ百萬ゝ
中勿ゝ矣ゝ度刑ゝ大吏ゝ爭ゝ
就中淨仁恵のゝ事ゝ
ゝ事ゝ
皇祐二年呉中大飢殍殣枕路時公范仲淹
領浙西發粟及募民存餉為術甚備呉人
喜競渡好為佛事公乃縱民競渡太守日
出宴於湖上自春至夏居民空巷出遊又

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197
ガラス使用

人不明其所以死時數年北人命
出來不中後乞事移
初康定元年春夏戎犯延安君衡 神世 時為
大理丞任鄜州從事建言延安東北二百
里有故寬州請因其廢壘而興之以當冦
衝左可致河東之粟右可固延安之勢北
可圖銀夏之舊有是三利朝廷從之以君
董役事君膽勇過人雖逼戎落曾不畏憚
與兵民暴露數月且戰且城然處險無泉
議不可守鑿地百有五十尺始至于石工
徒拱手曰是不可井矣君曰過石而下將
無泉耶爾其屑而去之凡一畚價爾百金
工復致其力過石數重泉果沛發万人歡
呼曰神乎雖虜兵圍吾無困渴之患矣既
而朝廷署故寬州為青澗城
在青澗為屬吏所訟不法事按驗皆有狀
鄜延路經畧使龐公奏世衡披荆棘立青
澗城若一一拘以文法則邊將無所措手
足詔勿問及徙知環州將行別龐公拜且
泣曰世衡心腸鐵石也今日為公下淚矣

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197
ガラス使用

此二ヶ条前々ゟ議し候ハ趣ゟ有合仕載ス
青洞城の大功ハよろしく幷を穿ハ全功ハ相紫
それハ麗暉の建議ゟ出ル事穏ゟ治りハ者を
お空ハ一番の石ゟを百金ゟ賞ハ若ハ法に拘り
勘定合或ゟ監察の書面理屈ゟ引當ハ必
不相當ゟ極ゟ後ゟ仕直ハも可ゟ成業盤合
ゟゟしハ不法の事を許ハも必謂ゟ有ゟハ
されとも非常ゟ事ハ非常ゟ取扱ハ今ハ
ゟりハ史ゟ義盤にゟゟ或ハ
拘りハ法ハ引當ハ大功をゟハゟ

能ゟく役人を命ゟ
天下泰平の世時節
ハゟゟ志ゟ今大水或ゟ凶年ゟの節ゟ
寛大ゟ出所置ゟ
ハたゟハ凶年ゟ
お咎ハゟハ國ゟ
若出ゟ嚴禁に相成
公儀ゟ威光ゟも
取出ハゟ浮費を
後ゟ又ゟ先ゟゟの

指揮するに不中ざる者少なからず
人の一命を救ひ強立ひ人氣をも穩ならず
下ひとつとく内實を洗ひ拔ざる事ひ
多ひ拔兵年竟ひ年を餘して救ひ事ゆへ
其位ゝ支を生ずるに不至候ひ
ひ産ひ吏を召て踏迫大業の役人ひく
とく奔走處したるとやうの者大ひに
笑ひ經綸ひ者靡爛ひめく寛大ひ政ひて
變事を取鎮ひ事ひ役人追ひ刑人ひ未來
ひ大水ひ年ひ者の節を出ひ役人ひ

出ざるを得ず切大功出來ひ上を知ざるひ
出ひ事ひ文法ひ吏の拘りひ陽ひかゝりも
なしひ事ひ系ひ下ひ此場ひ差を悪ひ者民を
疲ざるひ出來ひ後を深ひ

ひ年救方ひ依を風教出ひ者ひ下ひ京保
寛政ひ法ひ大坂江戸を初め諸國ひ釋物ひ類殺
ひ曲ひ後ひ對を出先創ひ通豊年ひ
除を蒙ひ庶ひ
ひ出ひ差を
を以大坂ひ儀ひ

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197

ガラス使用

公（龐）（龐）自鄆徙并過京師謁上是時上新用
文富為相自以為得人謂公曰朕新用二
相如何公曰二臣甚副天下之望上曰誠
如卿言文彦博猶多私至於富弼萬口同
詞皆云賢相也公曰彦博臣頃與之同在
中書詳知其所為實無所私但惡之者毀
之耳況前者被謗而出今當愈畏慎矣富
弼頃為樞密副使未執大政朝士大夫未

有與之為怨者故交口譽之冀其進用而
已有所利焉若富弼以陛下之爵禄樹私
恩則非忠臣何足賢也若一以公議繫之
則向之譽者今轉而為謗矣此陛下所宜
深察也且陛下既知二臣之賢而用之則
當信之堅任之久然後可以責成功若以
一人之言進之又以一人之言疑之臣恐
太平未易致也上曰卿言是也

此箇條人情世態をてらし後の諸役人を
中用に成ひ〻ん世上の毀譽をふかく勘弁の出来
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197
ガラス使用

可相成哉之事務信之堅任之久然後可
以責成功若以一人之言進之又以一
人之言疑之臣恐太平未易致也今俊
賓之役人を任取扱乃親剛二ヲ出産ル一辨
君子ハ道ハ好ク似タルモノヲ小人ノヲク惟ク甲
反多ノ見タリニハ出シ役ラルヽ事ハ評論
ヲ容易ニ人ヲ引落ルヽ私ニ乗ルヽ事ハ十分
ニヲ出来ルヤウ期一旦ニ成ルヲ容易ニ出来ル初ヨリ誰ニ
此節ニ出ヲシテ成業ハ何ヲ論ハ用ヒテ後ヲ

出員利ヲヨクヲ願ヒ役ヲ免ヲ出来ル
ため〳〵たヽ〳〵ハ百貫目の物ヲ弐百貫目ニ
いつ先の経費目ヲ経費目ヲ
ヲ免ヲ重ネたる上ニ出来ヲ成ハ
出来ル損ハ少ヲ〳〵ヲ扨人材も多ヲ熟練
上ヲ〳〵出用ヲ〳〵ヲ義ハ久安住セ出来ル
ニ成ル為成功ヲ出責ニ成ハ
ヲ成前ニケ条ヲ中上ル事ヲ
出事ヲ重ネ扨ハ勿論漢高祖ハ韓信ヲ幸伍ル
図ヨリ三軍ハ将帥ヲ

蘇軾序公田錫奏議曰自太平興國以來至
于咸平可謂天下大治而田公之言常若
有不測之憂近在朝夕者何哉古之君子
心憂治世而危明主明主有絕人之資而
治世無可畏之防夫有絕人之資必輕其
臣無可畏之防必易其民此君子所甚懼
也方漢文時刑錯不用兵革不試而賈誼
之言曰天下有可長太息者有可流涕者
有可痛哭者後世不以是少漢文亦不以
是甚賈誼由此觀之君子之遇治世而事

階級を越えしめざるを以て
文公用ひざる人なく為に
推奨する人も千載稀なり
其の前謂ふ所の
相成不申ざるを
鑒定家のごとし刀を
玉ならざるごとく
出来ざるごとく足らざる
の論に至りては

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197
ガラス使用

明主法當如是也

蘇軾の序文のごとくこの序事を論ずるの条々書するところ
てけ言路ハ宜をもつて不可

後世よりも批治りの
漢文ハ三代以後の賢主と
ハ唐史をも貫通ハ流涕をも仕痛哭も仕申
ハ漢ハ少文景二帝を稱
ハ太平の時代ともも出ハ故事上の議論ハ渡り

ハるゝ志ハの士祖おの切磋寄切磋過激の論
をも一下上ハ二ハ得共三代以後ハ双の漢文帝を以
賢合ハ宜ハ相紀の義ハ古ハの君仁ハれを
臣直ハとハの大ハこの人ハ腹ハをハの後の
忠言を出ハ不ハ成ハをハて古仁乃落ハ
わるハるゝハ相見中ハ愛ハ事

公歐陽修長子發要沖卿之女郎中薛良孺
歐陽公之妻族也最ハ歳坐舉官不當被劾
遷延踰南郊赦赦原良孺由是悠之揚言
於衆云公有帷簿之醜朝士以濮議故多

疾公由是流布遂廣蔣之奇遂以此事劾之仍言某月日彭思永為臣言上以為無是事之奇伏地叩頭固請以其奏付密院於是公與沖卿皆上章自辨後數日復取其奏以入因謂執政曰言事者以閨門睽睽之事中傷大臣此風不可長乃命之奇思永分析皆無對俱坐謫官仍勑榜朝堂先是之奇盛稱濮議之是以媚修由是薦為御史既而反攻修修尋亦外遷故其謝上表曰未乾薦補之墨已闕射羿之弓

事をもその閨門中不分明ことを以て大臣を傷へ
ようとするの義を伸世一いもその時ことをふくより
文字ことに仕候ことのうも不幸存じ得共いつぶも筆
たゝうく仕候ことのうも就中此等味ことの
おゝひ事ことに候ハ宜敷事に候ハ將兵風ことに計ことの
以頼ハ別而此等ことに候ハ將兵放
思召有ことに候
御免ことの頼ことに候ことより　思召より出ぬ事　候
如何ことに候ハ計ことに候ハ將共たゝうへハ此等味ことの
相集りことの家ことの抱ことの大事ことに候ハ別而此等

仰仁政之素事驅役之 石敬瑭 之
味 思石之家 之 官位 之 仰其
周旋 第 見会 之 疑威被 之 後 仰出 之 相威 之
之 も 第 之 疑有 の 仰仁政 之 此事 表 之 ひ て
家 も 潰 之 身 も 亡 ぶ 之 為 仁君 と て 之 為
在 ひ ぬ と て 之 か く れ 出 ぬ 法 も 相威 ひ 之 ま 之 人
の 内 々 お ひ そ く ひ 感涙 を 流 し ひ 拝 し 後 可 有
ひ 之 と 思 ま し 一 し と 之 有 し ひ ま し と 忘 入 ひ 之 と ひ 之 候
是 ハ 中 々 以 下 ひ そ し 不 奉 事 故 勿論 推量 遠 と
一 と し 降 共 国 時 疑 之 仰仁恵 有 し 御 付 之 ま
先年 私 不 扱 ひ 内 々 死 罪 之 仰 之 別 段 之 沢
ひ そ し 遠 ま 以 仰 之 ひ ま し 実 ふ 疑 之 思 石 と 奉
感 載 ひ 之 ふ と も 扱 出 ひ 之 と 明 の 皆 坤 ハ 大 儒 ま 重 し 役 を も 勤 ひ 之 の
ま 之 ま 史 ひ 著 述 の 呻 吟 語 ふ 風 雲 紀 ま を 存 し 遍
読 ひ し
天子之用捨 托之吏部 吏部之賢不
肖 托之撫按 撫按之耳目 托之両司
両司之心腹 托之守令 守令之見聞
托之皂隷 彼以其恩讐為是非以謬

妄為情実以前令為後宦以舊怨為
新過以小失為大辜密報密収信如
金石愈偽愈詳獲如至寶謂夷曲汚
謂蹐蹐廉往往有之而撫按擾以上
聞吏部擾以黜陟一吏之榮辱不足
惜而奪所愛以失民望培所恨以滋
民殃好惡拂人甚矣
此大意以役人比陽虎穿鑿之時
ものを挙ひ不中のものを糺成こと時に怨ある
色くれ偽事を構へ(ママ)役人をしひおそれ

実に民のわざわひ
おそれ中のこと早亮風実乱のこと不宣おそれ
師こと(ママ)ものと中に住せ処
ら遠好曲おもふ
を歌こと撃こと明まし
今一限喜安県進の治状
為ものと尚も安和
こと役人此史
取ら為こと在と役箇
君上の耳目

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197
ガラス使用

中文酔仁の者
[illegible]
或い南子公山弗擾おの不至ことのも招く意
[illegible]
楚狂接輿長沮桀溺おくの隠君子おいは学者を
有しら変事こ悪ことく招く中山専風俗仕い
おくこと以聖人の事一ハをそく亜也抱の
儒者こも相成ら変ひる風俗関係ふ事小新しい
重職のものいこ至ことく仁心ふくしいことのこをいつて
科人計ふ集一ヲ中ふる兵くしもむおさ公ひるとものい

自然小市ふ
先達而ハ 作出
又ハ中合ふ
相成ハ美ハ有しら変ハ
聖人の意を悪ことく
ハ的兵斯中ハ的
ハふう事過激滑稽ふ通くおふハ的
師宥怨ことく成下ハ
自王安石為政始罷銅禁奸民曰銷銭為

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197
ガラス使用

器邊關海舶不復議錢之出故中國錢日
耗而西北南三虜皆山積公張平極論其害
請詰問安石舉累朝之令典所以保國便
民者一旦削除之其意安在
此王安石累朝の令典保國便民なるものを一旦こ
削除したる事と申ひ文義のめくらひを安石う
聲改を改ることとして新法を行ひ宋乃
衰ふハ——実事ニ安石ハ三代聖王の
法を改ゝ一周礼を取違ひ文義の如く
世をもうたるとひう其実我意私心より出ひて
第ゝ此役人を求偶人のごとく仏法の
如く改事をいうを散ゝひて出来可
申哉抑又祠祭の如きハ神慮百文し内ニ古儀を重文文義
私如事ニ比ハ神慮百文し内ニ古儀を重文文義
十文前後も有しひ當ひとなく古儀比ハ減り
見及ひ愛古儀ハ勿論文義もまもらく小心在ひ
右文義ハ純粋ゝて国万も有しひ愛遣ゝ減少
ひく可歎ゝ亦世の中ニ文義なと一文ゝ
やうゝゝの心ひ有ゝ揭釜ゝ溝うもの如くハ
用ひゝ上辺安減女ひハ善悪の按者ニ古儀ひなと

相次ぎ出で倏ち退き東西南北の人悉皆換わるの
通用を及ぶ所なく勿論中外の政事の如きは
有ること莫きの為なり古人の言う所の
不出戸而知天下とは蓋し此の謂なり
其の詳
初恵卿為公(王安石)所知驟引至執政公去
恵卿遂背之暨公再相於是起華亭詔獄
而使徐禧等按之恵卿情不浮練亨甫呂
嘉問以鄧綰所條恵卿事交闘其間復為
恵卿所中語連公子雱雱時已病坐此憂

憤而卒公憂傷益不堪遂再求罷去
凡友を撰ぶことを勿論なり何故人は
窓意ことを択ぶものを別に一撰ぶことを
北磯尚更ことを恐れ静かに有しの時利ふく
急用ことを思ふものを考へ一旦ことの都合
悪しきことを必大なる害を引出すの咸ける人を
推倒すの多くは利ふの為なり
ふ来ることのことなし我勢ひ盛なるの如くも
突然ことの如き我勢ひ衰ふるの如くも
出来の時を俟つことなし

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197
ガラス使用

仕れ一つのさる雖後も生一ゐ気い止なる人此く
足りなくいちも西亜こる向こい多き墨さを
墨さこ避こ中こ成事を不仕ことのより
撰ゐ博こ此事西向容易の拍こ多く敗事こ方投
このあこそ水野若狭当以上の
人くも一こゐ座我こ方同こ西用こゐことのも有し敏捷
あることのも有こゐを彼利ゐ余給の人をよこ
竹一ゐ附ハ一旦事ありゐ時ハ即座こ土崩瓦解
り向敵こ相成中ゐ西直こ西事を辞ゐことの辛ゐこ
用ゐ多こ方こ多小こ成こすハ機嫌こささこひ
ゐも中ゐ先こ要事も記り不申こ一や

事起りゐも敵こハ不相成りこ安心こ座
人ハ所こ勢ひ有こ天下の人材を自出こ
ゐこ出意次第こ西成不申ことの多撰ひ申度一
安石ゐ呂恵卿こ一も一こ愛ゐも辛克一
なる故こ一こ院こ韓琦ゐ安石ゐ辞
みも巧言令色鮮矣仁夫忠信之士於
公當路時雖齟齬可憎後必徐得其力
諂諛之人於今誠有順適之快一旦失
勢必有賣公以自售者こ申ひこゐ六

年而惠卿叛安石由是天下服公先知
言行錄
晴刀之不成訳かうしゐ
治平中韓魏公建議於陝西刺義勇凡三
丁剌一每人支買弓弩箭錢三貫文省共
得二十餘萬人深山窮谷無得脫者人情
驚撓而民兵紀律踈略終不可用徒費官
錢公司馬光時為諫官極言不便持劄子至
中書魏公曰兵貴先聲後實今諒祚方桀驁
使聞陝西驟益兵豈不震慴公曰兵之用
先聲為無其實也獨可以欺之於一日間
耳少緩則敵知其情不可復用矣今吾雖
益兵然實不可用不過十日西人知其詳
不復懼矣魏公不能答復曰公但見慶曆
陝西鄉兵初剌手背後皆剌面充正兵憂
今復作偏爾今已降勅榜與民約永不充
軍戍邊矣公曰光終不敢奉信魏公怒曰
君何相輕甚邪公曰相公長在此坐可也
萬一均逸偪藩他人在此因相公見成之
兵遣之運粮戍邊反掌間耳魏公默然竟

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197
ガラス使用

不為止其後不十年義勇運糧戍邊率以
為常一如公之言
韓琦のかしこき賢人にてもかゝる義は御座候て新規
の事を始め候ハヽ弊か何程一旦成る深害鑿
ちし候ても不相成義ニ御座候　司馬光か相公
長在此坐可也の語ハ事々物々ニ貫通致し候
義ニ有之候　先年大久保加賀守殿ニ御逢
公儀ニ而普請所有之候而御出来方不十分ニ候
御取締のため
公儀より御入用金を定まる限ある事成る故御用ニ立

有之候ハヽ事ハ至極の取締ニ候得共後年ニ至り悪例を
引私をなし候ものも有之候て出来かね往昔ニ至ハ加賀守殿
を悪例と元祖ニ而往はかゝる加賀守殿の如き清白なる御人
ニ而悪き取扱ニ而宜しく候とも左様之ハ至りて兼而出中上
候て又取扱ひ不成其後何とも取扱而も有之く御座中候
数多に而後ニ出来候て将役不残候ても出来候事ニ
なく十人並之人我ニ出来候得而も出来候程之事ハ出し
並ニ司馬光か相公長在此坐可也と申候ハ深味有之候
司馬光曰凡才智之士必得忠直之人從旁制之
此事ありてもよろしき事に候行役ニ而も其得なある

若さあらはしてハ余り不申ほと向縁さ治るた
才智有るものハ手前の才覚を出しけるを多く
此ら是格外の事出来申ても時同役さ
公後の此為さ志あるを法くし此前よ申上ル
黒白をと急度わかちて動のなきものを加へ害ハ頃ハ
才智之人才智乃あるてまとはしうる出ル勤さを止め
此ら自幹一歩と事務ハ甲冑をきたく此木果を剛
きの決をましく造り刀も同根剛果互ニ才勵ま
此為用を氣は其游治の物語く此座ハ諸役人も我人
よ肉き人ハ細かすて行ハ使き人ハ手早く出来るは

さものを申ハ拾さく細ことに出しはえ成ほて上のつく
幹有して愛は及ほ右をいつまても取より
公後の大切なるを弃たる人の事なる若自家の
いとなみを
公後より先にいたしはそのにて如何様に成かるも
此法ハ後見一帯にされハ忠直の人ハ此役事卒一
此そのを事務は

公呂公著毎進講多傳經義以進規會講論
語至人不知而不慍不亦君子乎公言在
下而不見知於上者多矣然在上者亦有

未見知於下者也故古之人君政令有所
未孚人心或有未服則反身修德而不以
慍怒加之如舜之誕敷文徳文王之皇自
敬徳是也上知公意深切每改容鞠躬如
在車之式
改事を務むる人これを早く言ふ者多ければ
多しとなす勿れ一を取れば一を改むるを
善とす仮令その言ふ所遅くして時を失ふ
ものありとも改むるに於ては遠ひあるべ
からず

不善をなすことあらばこれを指列して大罪をあげつらふ
ともただ免角即効を見なく却て益あるべし
引出しの言教えを事とす

夏秋淫雨京師地震公呂著言君人者去
偏聽獨任之弊而不主先入之語則不為
邪說所亂顏淵問為邦孔子以遠佞人為
戒益佞人惟恐不合於君則其勢易疏惟先哲王
人惟恐不合於義則其勢易親正
正厥事益未有事正而世不治者惟陛下
勉行而勉終之

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197
ガラス使用

此箇條人を用ゐ給ふに王佐の才と
云ひ厳しい顔回のやうな人でも
みやこをさけよと云ひ出
豪傑ぶつても通ぜぬ事
よく論じて来り出利口ぶつて高座の用無益
その一つ一つを出産の人此歌を歌ひ
学ぶ出産の我国役村田阿波ち云ふ元上ちの人
出ものの如くぬ事のあまりて自分が考ひまで
下ちやうなから力のりのを要路の国ひい
酒に酔たるやうの我をいやく辞もとんと

同事ゐいつ〳〵ら候人〳〵ら歌たるふく
若く安浮〳〵ら〳〵ら〳〵ら〳〵ら〳〵ら
哲宗即位公 呂公著 修條上十議以禅聡明一
曰畏天二田愛民三曰修身四曰講學五
曰任賢六曰納諫七曰薄斂八曰去奢九
曰省刑十曰無逸
此事天子の為〳〵上たる事ゐ扨共家掌の
職ふあ〳〵せ〳〵ら〳〵ら〳〵ら〳〵ら〳〵ら
修身 納諫 省刑 無逸 の四ヶ条ゆるせり
相成ゐ好〳〵忽〳〵禍と〳〵ら〳〵ら〳〵ら〳〵ら

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197
ガラス使用

公詔仁純嘗曰人材難得欲隨事有用則綏
急無以應手七年之病三年之艾非儲之
以待則如病者何故雅以人材為己任每
有薦引必先公議及其至也內舉有所不
避其不可則人君所主亦必爭
山谷前後中上諸書往往論書而
其於筆法自得之意世上人
弘中惡人也表而出之若事君仕宦成
名

公嘗の此の類の書成ん事を欲す
元豊中上曰欲修一書非卿王存不可以北
虜通好八十餘年盟誓聘使禮幣儀式皆
無所考據朕欲成一書但患迹來修書者
遷延歲月不肯早成公曰恐須一二年可
矣上喜曰果然及書成賜名華戎魯衛信
録

今日了ク仏書ノ事ニ於テハ唐土ヨリモ
何レノ国ヨリモ文世上ニモヨク無キ朝鮮モ
皆ナ准シ仰ギ用ヒ
御國境ヲ接シ兵ヲ鬻ヒ西亜國ヨリ舶来ノ奥畨ト
口ヲ争ヒ雄ヲ校ル者ハ
海上二十里ニ過ギズ又イキリス國モ近比
廣東舟山ヲ奪リ事際不一方ニ上世上ニ発ル
浙江近クニ高館ヲ築キ由テ身ヲ里ヲ隔テ
遂ニ唐土モ同様ニ上蒸気船ヲ以テ
ものもうし地方ヲ往来セ
少状ニ存シ二國ハ國柄ニ
日本ニ等シク始史ヲ何年ニ
北狄威畨細ノ書ヲ為ル
ニ至ル氷野紙ニ殿中勤役中林大学頭ニ
有シ夜陰ノ後ニ相成リ
ノ筆ニ必諸書和訳ニ
ニシテ便覧ニ編年物出来ル事
第ニ
公劉奨與同列奏事因論人材大槩公奏曰
人才難得臣嘗歴觀士大夫間能否不一

性忠實而有才識上也才雖不高而忠實有守次也有才而難保可借以集事又其次也懷邪觀望隨勢改變此小人遂不可用

此一節段人物優劣の良法ゟ為政管領の要ニ而ハ無之候得共人物の風俗も淳厚ニ而成難有事ニ候

王巖叟曰陛下今日進聖學者正欲理會邪正兩字正人在朝則朝廷安人君無過舉天下平治邪人一進則朝廷便有不安之象非謂一人便能如此乃其類應之者衆上下蒙蔽人主無由得知不覺養成禍患爾二聖深然之公又進曰或聞有以君子小人參用之說告陛下者不知景有之否此乃欲深誤陛下也自古君子小人無參用之理聖人唯說君子在內小人在外則成泰小人在內君子在外則成否君子既進小人不能與君子同事自然不得親近小人既進君子不肯與小人爭進自然稍々引去君子與小人競進則危亂之機也此際不可不察幸陛下常用心於此

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197
ガラス使用

六の君子小人参る開いて
所以指上す一の善あり
を成すこと十年にして
小人と指は君子友達上手あるべき訳
かくいうみ〳〵より中
理論のみを論じ
小人の関するところ
意一切にして中一条
蒙西の帳面を記
言へば君子小人の無別この点
ひるまを治むる人の
古言ありくいうれる
ども君子小人を
君子をよく
し小人を
ま法は設を挑出人の
設なるよう

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197
ガラス使用

863
47
197

10621

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197

ガラス使用

863
49
197

国立国会図書館　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『宋名臣言行録余論』　請求記号 863-197

ガラス使用